昭和50年2月17日 教育委員会規則第7号

最終改正:令和3年3月30日 教規第6号

公立高等学校定時制課程生徒学資金貸付規則をここに公布する。

公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付規則

北海道教育委員会は、北海道公立学校定時制課程生徒学資金貸付条例施行規則(昭和50年北海道規則第1号)の規定に基づき、この教育委員会規則を制定する。

(教育委員会の事務)

- 第1条 北海道公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付条例(昭和49年北海道条例第13号。以下「条例」という。)に定める次の各号に掲げる事務は、北海道公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付条例施行規則による知事の委任により、北海道教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う。
 - (1) 条例第4条第1項の申請書を受理し、並びに同条第2項の規定により学資金を貸し付ける者 を決定し、及び通知すること。
 - (2) 条例第5条の誓約書を受理すること。
 - (3) 条例第6条第1項の規定により学資金の貸付けの決定を取り消し、及び同条第2項の規定により学資金の貸付けを停止すること。
 - (4) 条例第9条の規定により違約金を徴収し、及び違約金の全部又は一部を免除すること。
 - (5) 条例第10条の規定により学資金の返還の債務の履行を猶予すること。
 - (6) 条例第11条の規定により学資金の返還の債務の一部又は全部を免除すること。

(貸付けの申請)

- 第2条 条例第4条第1項の申請書は、別記第1号様式によって作成し、学資金の貸付けを受けようとする期間の初めの月の5日(4月にあっては、20日)までに教育委員会に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 在学学校の校長の推薦書(別記第2号様式)
 - (2) 雇用主の作成した就職証明書(別記第3号様式)
- 3 教育長は、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。 (貸付けの通知等)
- 第3条 条例第4条第2項の通知は、学資金貸付決定通知書(別記第4号様式)により、行わなければならない。
- 2 学資金の貸付けの申請について貸付けをしないと決定したときは、教育委員会は、申請者に対し、 その旨を通知しなければならない。

(誓約書)

第4条 条例第5条の誓約書は、別記第5号様式によって作成し、貸付けの決定の通知を受けた日から2週間以内に教育委員会に提出しなければならない。

(学資金の交付)

- 第5条 学資金は、貸付けを受ける者(以下「借受者」という。)に、毎月交付する。ただし、2月 分以上を合せて交付することができる。
- 2 借受者が在学学年の課程を修了したと認定されなかったときは、学資金の貸付けは、当該学年の 課程を修了したと認定されるまでの間、休止する。

(貸付けの継続の申請)

- 第5条の2 学資金の貸付けを受けていた者が進級した場合(前条第2項の規定により学資金の貸付けを休止された者が当該学年の課程を終了して進級した場合を含む。)において、引き続き学資金の貸付けを受けようとするときは、別記第5号様式の2による申請書を毎年4月20日までに教育委員会に提出しなければならない。
- 2 第3条の規定は、前項の申請について、準用する。
- 3 前2項の規定は、前条第2項の規定により学資金の貸付けを休止された者が、修了を認定されな

かった当該学年の課程に在学する場合において、前学年において条例第6条第2項の規定により貸付けを停止された期間に相当する期間について学資金の貸付けを受けようとするときについて、準用する。

(貸付けの取消)

- 第6条 条例第6条第1項の規定により学資金の貸付けの決定を取り消したときは、教育委員会は、 借受者に対し、学資金貸付取消通知書(別記第6号様式)により、その旨を通知しなければならない。
- 2 前項の通知を受けたときは、借受者は、速やかに、当該返還すべき学資金に係る借用証書(別記 第7号様式)を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 学資金の全部が返還されたとき、又は学資金の返還の債務の全部を免除したときは、教育委員会は、当該借用証書を借受者に返さなければならない。

(届出)

- 第7条 借受者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに、当該各号に定める書類により、 その旨を教育委員会に届け出なければならない。
 - (1) 休学したとき 休学届(別記第8号様式)
 - (2) 復学したとき 復学届 (別記第9号様式)
 - (3) 転学したとき 転学届 (別記第10号様式)
 - (4) 退学したとき 退学届(別記第11号様式)
 - (5) 在学学年の課程を修了したと認定されなかったとき 原級届 (別記第12号様式)
 - (6) 修了したと認定されなかった当該学年の課程を修了したと認定されたとき 進級届(別記第 13号様式)
 - (7) 卒業証書を授与されたとき 卒業届(別記第14号様式)
- 2 前項第7号の卒業届には、卒業証明書を添付しなければならない。
- 3 学資金の全部を返還するまでの間において、借受者若しくは保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき、又は保証人を変更したときは、借受者は、速やかに、氏名等変更届(別記第15号様式) 又は保証人変更届(別記第16号様式)により、その旨を教育委員会に届け出なければならない。
- 第8条 借受者が死亡したときは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者(成年者にあっては、保証人)は、速やかに、その除かれた戸籍簿の抄本を添えてその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(返還の方法)

- 第9条 条例第8条の規定による学資金の返還は、学資金の貸付けの決定を取り消された日の属する 月の翌月から起算して6月を経過した月の翌月から、貸付けを受けた期間に相当する期間内に、月 賦又は半年賦により返還しなければならない。ただし、一時に、全額を返還することを妨げない。
- 2 前項本文の返還の金額は、それぞれ次の各号に定める金額を下回ってはならない。
 - (1) 月賦による返還の場合 貸付けを受けた学資金の全額を、貸付けを受けた期間の月数で除して得た金額
 - (2) 半年賦による返還の場合 前号の計算で得た金額に6を乗じて得た金額 (減免等の申請)
- 第10条 条例第10条の規定による返還の債務の履行の猶予又は条例第11条の規定による返還の債務の 全部若しくは一部の免除を受けようとする者は、学資金返還猶予等申請書(別記第17号様式)によ り、その旨を教育委員会に申請しなければならない。
- 第11条 削除

(細目)

第12条 この教育委員会規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附則

- 1 この教育委員会規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。
- 2 この教育委員会規則施行の際、現に学資金の貸付けを受けようとする者から提出されている申請 書は、この教育委員会規則第2条の規定により提出された申請書とみなす。

附 則(昭和52年2月21日教育委員会規則第4号)

1 この教育委員会規則は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

2 この教育委員会規則施行の際、現に、この教育委員会規則による改正前の公立高等学校定時制課程生徒学資金貸付規則第2条の規定によってした申請は、この教育委員会規則による改正後の公立 高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付規則第2条又は第5条の2の規定による申請と みなす。

附 則(昭和63年9月21日教育委員会規則第15号)

(施行期日)

1 この教育委員会規則は、昭和63年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この教育委員会規則の施行の際現にこの教育委員会規則による改正前の教育委員会規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この教育委員会規則による改正後の教育委員会規則の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までの間使用することを妨げない。

附 則(平成元年3月13日教育委員会規則第3号)

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年2月24日教育委員会規則第1号)

(施行期日)

この教育委員会規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この教育委員会規則の施行の際現に作成され、又は交付されているこの教育委員会規則による改正前の様式による台帳、証明書等は、この教育委員会規則による改正後の様式による台帳、証明書等とみなす。
- 3 この教育委員会規則の施行の際現にこの教育委員会規則による改正前の教育委員会規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この教育委員会規則による改正後の教育委員会規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則(平成12年2月21日教育委員会規則第1号)

(施行期日)

1 この教育委員会規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この教育委員会規則の施行の際現にこの教育委員会規則による改正前の教育委員会規則に基づいて作成されている様式がある場合においては、この教育委員会規則による改正後の教育委員会規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則(平成12年3月6日教育委員会規則第3号)

この教育委員会規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月27日教育委員会規則第15号)

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年1月26日教育委員会規則第1号抄)

1 この教育委員会規則は、公布の日から施行する。(後略)

附 則(平成28年3月31日教育委員会規則第3号)

この教育委員会規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月26日教育委員会規則第9号)

- 1 この教育委員会規則は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 この教育委員会規則の施行の際現にこの教育委員会規則による改正前の教育委員会規則の規定に 基づいて作成されている用紙がある場合においては、この教育委員会規則による改正後の教育委員 会規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則(令和元年6月25日教育委員会規則第2号)

- 1 この教育委員会規則は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この教育委員会規則の施行の際現にこの教育委員会規則による改正前の教育委員会規則の規定に 基づいて作成されている用紙がある場合においては、この教育委員会規則による改正後の教育委員 会規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附則

(施行期日)

- 1 この教育委員会規則は、令和3年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この教育委員会規則の施行の際現にこの教育委員会規則による改正前の教育委員会規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この教育委員会規則による改正後の教育委員会規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

別記第1号様式

(第2条関係)

別記第2号様式

(第2条関係)

別記第3号様式

(第2条関係)

別記第4号様式

(第3条関係)

別記第5号様式

(第4条関係)

別記第5号様式の2

(第5条の2関係)

別記第6号様式

(第6条関係)

別記第7号様式

(第6条関係)

別記第8号様式

(第7条関係)

別記第9号様式

(第7条関係)

別記第10号様式

(第7条関係)

別記第11号様式

(第7条関係)

別記第12号様式

(第7条関係)

別記第13号様式

(第7条関係)

別記第14号様式

(第7条関係)

別記第15号様式

(第7条関係)

別記第16号様式

(第7条関係)

別記第17号様式

(第10条関係)